平成２１年（フ）第２０５号
千葉県木更津市幸町１丁目３番21号
破産者　立山　玲子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９９号
富山県中新川郡立山町蔵本新432番地の11
破産者　吉崎　麻梨
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９０号
富山市水橋開発町4023番地
破産者　ほり薬品こと　堀　　友行
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７９号
茨城県鉾田市上幡木1362番地１
破産者　日向寺雄一
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８４号
茨城県水戸市双葉台４丁目１番地の10、開始決定時の住所茨城県水戸市住吉町193番地の85
破産者　茂垣　幸光
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
釧路市美原５丁目39番４号
破産者　佐藤由美子
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
釧路市桜ケ岡６丁目14番12号
破産者　岩崎　憲彦
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１号
岩手県北上市上野町１丁目12番42号
破産者　新沼　孝久
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６号
宮城県塩竈市錦町22番12号
破産者　大井　貞夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
仙台市宮城野区宮千代２丁目11番地の24
コーポＦ202
破産者　板橋　裕一
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
仙台市若林区今泉２丁目９番46号
破産者　佐竹　勝幸
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
さいたま市南区内谷３丁目17番６－604号、旧住所埼玉県戸田市美女木１丁目32番地の21　土屋マンション301号室
破産者　若海　祐美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
横浜市南区若宮町３丁目45番地
破産者　前林　善夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４９号
堺市西区浜寺公園町３丁277－８、外国人登録原票上の居住地堺市北区中百舌鳥町４丁56番地　サンライズ中百舌鳥402号
破産者　松山こと　具　　健二
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
大阪府柏原市古町１丁目４番４号
破産者　中永左官こと　中永　周治
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟226号室
破産者　福山　和伸
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目12番30号　生橋コーポ102号
破産者　善塔徹太郎
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市大島１丁目21番19号、前住所兵庫県西宮市獅子ヶ口町１番16―306号
破産者　佐藤商事こと　佐藤　重雄
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５７号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目12番14号ＫＣハイム102号
破産者　石田　堯美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係